

令和8年度

狛江市家庭向け再エネ電気導入キャンペーン

(狛江市家庭への再エネ電気導入促進事業)

参加小売電気事業者等 募集要項

狛江市では、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すにあたり、小売電気事業者等の皆さまと連携して、市内のご家庭への再生可能エネルギー由来電気の導入を促進するキャンペーンを実施します。

この要項は、連携する小売電気事業者等を募集するにあたり、事業内容や応募要件、ルール等を記載したものとなります。

申込みにあたっては、本要項の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本キャンペーンは、令和8年度当初予算の成立及び本事業に係る予算の計上を前提に行う準備行為となります。これらが行われない場合、本キャンペーンを実施しない場合があります。

狛江市ゼロカーボンシティ推進
ロゴマーク



狛江市環境マスコットキャラクター
エコまん



狛江市
環境部環境政策課環境係

1. 目的

この募集要項は、気候変動への対策として 2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すにあたり、小売電気事業者等と連携して、市内のご家庭への再生可能エネルギー由来電気（以下「再エネ電気」という。）の導入を促進するキャンペーンを実施するため、事業に協力する小売電気事業者等（以下「協力企業」という。）の募集に向け、必要な事項を定めることを目的とするものです。

2. 事業概要

この事業は、協力企業と連携し、家庭における再エネ電気導入の必要性及び協力企業の再エネ電気プランを多様な手法で市民にPRし、契約を切替えた家庭に市から景品を贈呈し、市内の家庭における再エネ電気への切替を促進するものです。

PRにあたっては、協力企業と連携した周知範囲の拡充、相談対応の充実、特典の付与、景品の配布等を通じた促進効果の向上を図ります。

3. 小売電気事業者等と連携する狙い

- (1) 市と協力企業が共同で本キャンペーンをPRすることで、市民への認知度向上を図ること。
- (2) 市民に切替先の候補として協力企業を示すことで、切替に係る負担を軽減すること。
- (3) 協力企業が本キャンペーンの趣旨を理解することで、円滑な運営を図ること。

4. 参加のメリット

行政と連携して事業を行った実績を得られることにより、今後の経営の幅が広がるほか、市や複数の協力企業と連携することにより、以下の周知効果が期待できます。

- (1) 市が連携しているため、市民に認知されやすい。
- (2) 複数事業者で同時にPRを展開するため、広範囲に発信可能。
- (3) 他自治体に先駆けた取組であるため、関心が集まりやすい。

5. 応募要件

以下の要件に全て該当することが応募の要件となります。

- (1) 市内の住宅を対象として、再エネ電気が1年間の総電力供給量の30%以上含まれる電気を広く供給できる小売電気事業者又は同事業者の媒介、取次及び代理を行う事業者であること。
- (2) 企業（自社、他社を問わない）の営業活動や、市が実施するPRイベントへの出展等を通じて、市民に対し、対面、メール、ポスティング等の手段により、本キャンペー

ンを直接PRする機会を有すること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 狛江市指名停止基準（平成10年7月27日市長決裁）による指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 狛江市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年3月29日要綱第46号）別表に規定する措置要件に該当しないこと。
- (7) 参加にあたり、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）その他関係法令を遵守すること。
- (8) 重大な法令違反及び社会通念上不適切と考えられる行為の履歴がないこと。

6. 事業実施の流れ

(1) 協力企業の募集

期限までに、郵送及びメールにて以下の書類をご提出ください。なお、提出書類（添付書類を含む）については、情報公開の対象となります。（市に情報公開請求があった場合には、請求者に対し公開します。）

※⑦こまエコまつり・市民まつり出展希望調査については、WEBにてご回答ください。

〔提出先〕 誓約書以外：kankyokkr01@city.komae.lg.jp

誓約書のみ：〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市役所環境部環境政策課環境係

〔提出締切〕 メール 令和8年4月22日（水）

※誓約書（郵送） 令和8年5月8日（金）必着

〔提出書類〕

①狛江市家庭への再エネ電気導入促進事業参加申込書（第1号様式）

※「誓約書」については、印のついた原本を市宛てにご郵送ください。

②登録する契約プランの内容の詳細が分かる書類。但し、再生可能エネルギー電気（法に基づく固定価格買取制度により買い取られた電気（FIT電気）にあつては、再生可能エネルギー指定の非化石証書等の使用により、実質的に再生可能エネルギー電気となる電気）が1年間の総電力供給量の30%以上含まれる契約プランに限る。

③契約プランを含む電力販売実績を示す書類

④小売電事業者の場合、小売電事業者として国の登録を受けていることが分かる書類

⑤小売電気事業者以外の場合、提携する小売電気事業者が国の登録を受けていることが分かる書類及び当該小売電気事業者と媒介、取次又は代理の関係にあることが分かる書類

⑥別紙 広報媒体掲載内容／二次元コード

⑦こまエコまつり・市民まつり出展希望調査

下記アンケートフォームもしくは二次元コードよりご回答ください

<https://logoform.jp/f/KGIyI>



※令和8年度のコマエコまつりは6月6日(土)、市民まつりは11月15日(日)に実施予定です。市民まつりは、日程が確定次第、8月～9月頃に改めて出展意向調査をいたします。コマエコまつり、市民まつりの詳細はP7をご参照ください。

(2) 参加決定

(1)の申込み後、決定通知(狛江市家庭への再エネ電気導入促進事業参加承認(不承認)決定通知書(第2号様式))を送付します。

(3) キャンペーンの実施

○実施期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

スケジュールはP8をご参照ください。キャンペーンの大まかな流れは、以下の通りです。

① 事業周知

- ・市HPや協力企業HP等のWEB上での周知
- ・イベントでの周知
- ・協力企業の提携店等でのチラシ掲示等による周知

(注意事項)

- ・市民への直接的な周知・営業活動を行う際には、誓約書に記載した事項を厳守徹底してください。(代理店等、関連事業者も含む。)特に、協力企業が提示する契約プランについては、市が保証したものではなく、契約に関して、市は一切の責任を負わない旨を説明し、各種媒体にもその旨を記載してください。
- ・誓約書に則り、契約トラブルにつながりかねない行為については厳に慎むようお願いいたします。
- ・協力企業にて周知(例:独自のチラシ作成、HP、SNSへの掲載)を行った場合は、市民からの問い合わせ対応のため、市までお知らせください。
- ・本事業には、協力企業の皆さまと連携する狙いの一つに、周知効果の向上があります。そのため、個別店舗のブログやHP、SNS等の情報発信をはじめ、マスコミ等の取材についても、協力企業の責任において、実施いただいておりますので、積極的な事業周知にご協力ください。
- ・その他、周知活動についてご不明点がある場合は、事前に市までご相談ください。

② 対象者

令和8年4月1日から令和8年12月31日までにご家庭の電気契約を再エネ電気プランに切替え、令和9年3月31日までに市のアンケート(2種)に回答した市民(各世帯1回限り)

③ 契約

契約に関するお問い合わせ対応や契約行為は、需要家と協力企業にて直接行ってください。

(注意事項)

- ・上述のとおり、協力企業が提示する契約プランについて、市が保証したもので

はなく、契約に関して、市は一切の責任を負わない旨を必ず説明するようにしてください。

- ・誓約書に則り、契約トラブルにつながりかねない行為については厳に慎むようお願いいたします。

④ 契約者への景品の交付

再エネ電気プランを契約した上でアンケートに回答した市民に対し、市から景品を交付します。アンケートは市が広く周知し、回答方法は、WEBフォームでの送信となります。

市からの景品（プレゼント）は、こまポ 5,000 ポイント※（先着 30 世帯）のほか、下記エコグッズをプレゼントする。※こまポの詳細は P 7 を参照ください。

プレゼント ※いずれもなくなり次第終了

こまポ

必ず、もらえろ!
えこまさんのぬいぐるみ

お手軽サイズの
エコバッグ

レジかごに入る
エコバッグ

コンビニカップ対応
真空タンブラー

3つのうち2つ

こまポ 5,000 ポイント付与!

⑤ 報告

P 8 のスケジュールをご参照いただき、各種報告書を市に提出してください。

⑥ その他

また、協力企業の皆さまからの問い合わせ内容については、必要に応じて全体に共有します。ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市環境部環境政策課環境係
電話 03-3430-1111 内線 2564
Mail kankyokkr01@city.komae.lg.jp

(4) 市・協力企業の役割

市	協力企業
○チラシ作成及び配布（各種イベント・公共施設）	（必須事項） ◎営業活動（他社が行うものも含む。）、市主催のイベントへの参加等を通じて、市民に対し、対面、メール、ポスティング等で、本キャンペーンを直接周知すること。
○市HP・SNS（X、LINE）・こまエコ通信（全戸配布する環境広報紙）への掲載	◎チラシへのPR文の作成 ◎市への各種報告
○市のイベント等でPR活動（チラシ・ティッシュ配布等）	（任意） ○狛江市民向け特典の付与* <u>（チラシに特典欄を設けるため、ぜひご検討ください。）</u>
○アンケートの周知・受付業務（アンケートの受付（WEB）、景品の送付）	○オリジナル周知ツール、HP作成等の準備作成
○集計等	○提携店等へのチラシ設置等

7. 変更申請・辞退

6（2）の参加決定後、6（1）の申込内容に変更が生じた場合は、速やかに狛江市家庭への再エネ電気導入促進事業内容変更届出書（第3号様式）及び必要書類を添えて、市に届出ください。

提出先 : 6（1）と同じメールアドレス宛て

提出締切 : 速やかに ※HPやSNSにより、修正内容を周知します。

8. 状況報告

事業開始後、事業の成果について、狛江市家庭への再エネ電気導入促進事業状況報告書（第4号様式）を提出してください。提出期限は、実施スケジュール欄をご参照ください。記入する内容については、事業の参考とするため、可能な限り詳しくご記入ください。

なお、提出された報告書については、情報公開の対象となります。（市に情報公開請求があった場合には、請求者に対し公開します。）

9. ルール・注意点

(1) 本事業は、市が参加する小売電気事業者等に対して、一定の評価を与え、保証又は推奨することを目的とするものではありません。契約者に対し、誤った説明等を行わないようお願いします。

(2) 市民への直接的な周知・営業活動を行う際は、誓約書に記載した事項を厳守徹底してください。特に、協力企業が提示する契約プランについて、市が保証したのではなく、契約に関して、市は一切の責任を負わない旨を必ずPR媒体にて説明してください。

(3) 参加要件を満たさないときや、申込内容に虚偽があったときは、参加の停止及び取消しをすることがあります。

10. Q & A

Q 1 キャンペーンの開始が令和8年6月1日からの場合、令和8年4月1日～令和8年5月31日までに契約したのも対象になりますか。

A 1 切替促進が目的のため対象になります。

Q 2 キャンペーンの終了日が3月31日の場合に、いつまでに契約をした方は対象になりますか。

A 2 令和8年4月1日から令和8年12月31日までに家庭の電気契約を再エネ電気プランに切替え、12月31日までに契約に関するアンケートを回答し、3か月以上継続して契約し、令和9年3月31日までに電気料金に関するアンケートを回答した場合には、対象になります。原則として、契約日が分かるものの提出をお願いしていますが、申込書でも受付しております。

Q 3 契約者に対する特典を用意できませんが、参加は可能ですか。

A 3 可能です。但し、チラシの特典欄が空欄となってしまいますので、その点はご了承ください。また、特典が期間限定になる場合は、期間について必ずご記載ください。

Q 4 別紙「広報媒体掲載内容」で提出したチラシの掲載内容について、内容の校正は可能ですか。また掲載スペースはどのように決めますか。

A 4 可能です。少なくとも1回は校正用の原稿案をお送りします。但し、校正期間が短くなることが予想され、大規模な修正は紙面の関係上、反映できない可能性がありますので、予めご了承ください。また掲載スペースは、アンケートを取り、希望が重複した場合は、市にて抽選により決定しますので、ご了承ください。

Q 5 本キャンペーン期間中に、再エネ電気のサービス名に変更があったため、狛江市家庭への再エネ電気導入促進事業内容変更届出書（第3号様式）を提出しましたが、市のチラシなどは修正できますか。

A 5 変更届出の時期により、修正対応は、異なります。チラシ、こまeco通信等の紙面の媒体は、修正が間に合う場合のみ対応し、刷り直しは行いません。したがって、主に市のHPやSNSで修正内容の周知を行うこととなります。

Q 6 イベント等の活動で、市が用意したティッシュ配布等を行うとのことですが、自社で用意したチラシや販促品もあわせて配布してもいいですか。

A 6 可能です。活動後に市民からの問い合わせが予想されることから、配布当日で構いませんので、配布物各1～2部程度を市にご提出ください。（事業終了後は、記録として保管します。）

なお、市の環境マスコットキャラクター「えこまさん」も、イベントに参加することがあります。協力企業さまのマスコットキャラクター等も参加されたい場合は、ご相談く

ださい。

Q 7 狛江市内に連携店があり、チラシを置いてくれることになりましたが、市で作成したチラシ設置用ラックはもらえますか。

A 7 お渡します。但し、数に限りがありますので、契約につながりやすい転入者が来店する不動産事業者や市民が多く行き来するスーパーマーケットなどを優先させていただく場合があります。

Q 8 こまエコまつりや市民まつりの出展を希望していますが、イベントの詳細を教えてください。

A 8 こまエコまつりは、例年6月の環境月間中に、環境の保全の意欲を高めるための行事です。来場者数は、2,500人程度を想定しております。

- ・開催時間：午前10時頃～午後3時頃
- ・開催場所：狛江市役所庁舎、市役所前市民ひろば、防災センター及びこまえみらいテラス

市民まつりは、商工祭、農業祭、スポーツ祭、市民祭を中心とした狛江市最大規模のお祭りで毎年、11月に開催しています。

- ・開催時間：午前10時頃～午後3時頃
 - ・開催場所：狛江市役所庁舎、市役所前市民ひろば、防災センター及びこまえみらいテラス
- ※例年市役所裏の本町通りで出展しております。

どちらも多くの集客が予想されるため、PRにぜひご活用ください。

◎こまエコまつり



◎市民まつり



Q 9 こまポの詳細を教えてください。

A 9 こまポは、狛江市が運営する地域ポイントサービスです。市民の皆さまが地域活動やイベントに参加するとポイントを獲得ができ、協力店で商品や特典と交換ができます。地域つながりを深め、まちの活性化を目指す。狛江市独自の共助型コミュニティサービスです。

こまポの詳細



実施スケジュール（予定）

4月		<ul style="list-style-type: none"> 協力企業募集開始（市HPで周知） 協力企業募集締切（4/22）
5月		<ul style="list-style-type: none"> 誓約書〆切（5/8） こま eco 通信掲載・チラシ納品後、協力企業に事業開始日を連絡
6月	キャンペーン期間	6（4）の内容を実施 <ul style="list-style-type: none"> キャンペーン開始（6/1、広報等で周知） こまエコまつりでブース出展
7月		
8月		①市・事業者周知開始、環境政策課各種イベント・セミナー等での周知
9月		<ul style="list-style-type: none"> 6/1～8/31までの状況報告 9/11〆切
10月		②契約 <ul style="list-style-type: none"> こま eco 通信掲載（仮）
11月		③契約者が市へアンケートを提出（WEB） <ul style="list-style-type: none"> 狛江市民まつりでブース出展
12月		<ul style="list-style-type: none"> 9/1～11/30までの状況報告 12/11〆切 12/31 契約に関するアンケート受付終了
1月		④アンケートの確認後、契約者へ市から景品を送付
2月		<ul style="list-style-type: none"> こま eco 通信掲載（仮）
3月		<ul style="list-style-type: none"> 12/2～2/28までの状況報告 3/12〆切 3/31 事業終了 電気料金に関するアンケート受付終了
4月		<ul style="list-style-type: none"> 3/1～3/31の状況報告、事業者アンケート提出 4/9〆切